

事 務 連 絡  
平成 26 年 5 月 8 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（業務担当）  
補償課長補佐（医療福祉担当）

「平成25年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況」及び  
「平成25年度社会復帰促進等事業処理状況」の把握について（依頼）

標記については、振動障害者社会復帰援護金等の支給状況及び社会復帰促進等事業の処理状況を把握する必要があるため、別添1「平成25年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況調べ」及び別添2「平成25年度社会復帰促進等事業処理状況調べ」に記入の上、平成26年5月21日（水）までに下記の提出先に提出いただくようお願いします。

（提出先・問合せ先）

別添1 労働基準局労災補償部補償課福祉係 中屋敷  
内野

E-MAIL

03-5253-1111（内）5566

（注）別添1の記8の「休業補償特別援護金」についての問合せは、業務係（（内）5464）まで

別添2 労働基準局労災補償部補償課企画調整係 宮内  
佐藤

E-MAIL

03-5253-1111（内）5465

## 平成25年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況調べ

労働局

担当者

## 1 労災はり・きゅう施術特別援護措置（社会復帰促進等事業委託費）

支払件数(件)	実人員〔新規〕(人)	金額(円)
	[ ]	

## 2 労災療養援護金（労災援護給付金、介護料支給費）

	支払件数(件)	実人員〔新規〕(人)	金額(円)
入院 援 護 費 等		[ ]	
通 院 援 護 費		[ ]	
うち月に7日を超える者		[ ]	
介 護 費 用		[ ]	
うち56,600円を超える者		[ ]	
計		[ ]	

## 3 振動障害者社会復帰援護金（労災援護給付金）

区 分	支払件数(件)	金額(円)
65歳未満		
65歳以上		
計		

## 4 振動障害者雇用援護金

## (1) 振動障害者職業転換援護金（労災援護給付金）

支払件数〔事業場数〕(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
[ ]		

(2) 振動障害者訓練、講習等経費（労災援護給付金）

支払件数〔事業場数〕(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
[ ]		

(3) 振動障害者指導員経費（労災援護給付金）

支払件数〔事業場数〕(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
[ ]		

5 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金（労災援護給付金）

計画書受理件数(件)	事業体を構成する振動障害者及び振動障害治癒者の人数	支払件数(件)	金額(円)
	3～5人		
	6～7人		
	8人以上		
	計		

6 長期療養者職業復帰援護金（労災援護給付金）

区分	支払件数(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
就 労 援 護 金			
訓 練 援 護 金			
計			

7 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護金（労災援護給付金）

支払件数(件)	金額(円)

8 休業補償特別援護金（労災援護給付金）

区分	支払件数(件)	金額(円)
転々労働者		
事業場の廃止又は事業主の行方不明		
計		

## 「振動障害者社会復帰援護金等支給状況調べ」の留意事項

### 「1 労災はり・きゅう施術特別援護措置」について

- (1) 「支払件数」は、労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書1枚を1件として記入すること。
- (2) 「実人員（新規）」は、労災はり・きゅう施術特別援護措置を承認し、実際に施術を受けた者の数を記入すること。

なお、上記のうち、平成25年度において初めて労災はり・きゅう施術特別援護措置を承認し、実際に施術を受けた者の数を、内数として括弧内に記入すること。

### 「2 労災療養援護金」について

- (1) 「支払件数」は、労災療養援護金支払請求書1枚を1件として記入すること。
- (2) 「実人員（新規）」は、費用を支給した者の数を記入し、平成25年度において初めて費用を支給することとなった者の数を、内数として括弧内に記入すること。
- (3) 「入院援護費等」の「金額」には、労災療養援護金支払請求書の入院援護費のほか栄養費、入院食事負担額、付添看護料、室料差額及びその他の費用を含めること。
- (4) 「通院援護費」における「うち月に7日を超える者」の欄には、平成25年度において、月に7日を超える場合の通院費用を支給している者及びそのうち新規の者の数並びにその合計金額をそれぞれの内数として記入すること。

なお、この場合月に7日を超える者とは、支払い月数の半分以上、月に7日を超える場合の通院費用を支給している者とする。こと。（4か月であれば、2か月以上。）

- (5) 「介護費用」における「うち56,600円を超える者」の欄には、平成25年度において、56,600円を超える額の介護費用を支給している者及びそのうち新規の者の数並びにその合計金額をそれぞれの内数として記入すること。

なお、この場合56,600円を超える額の介護費用を支給している者とは、毎月継続的に56,600円を超える額の介護費用を支給している者とする。こと。

## 平成25年度社会復帰促進等事業処理状況調べ

(平成25年4月～平成26年3月における処理状況)

〇〇労働局

		①申請件数	②1か月以内の処理件数	③割合
労災就学援護費				-
労災就労保育援護費				-
アフターケア	健康管理手帳			-
	通院費			-
義肢等補装具費 (旅費申請は含むが、費用請求は除く)				-
外科後処置 (旅費申請は含むが、費用請求は除く)				-
振動障害者社会復帰援護金				-
振動障害者雇用援護金				-
振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金				-
長期療養者職業復帰援護金				-
労災療養援護金				-
休業補償特別援護金				-

※1 「③割合」欄は、入力不要です。数式が入っているので、①と②を入力すれば自動的に数値が出ます。

※2 右上の「〇〇労働局」部分に、局名を記入してください。

## 「社会復帰促進等事業処理状況調べ」の留意事項

1. 件数は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに申請があった事案を計上すること。

なお、平成 25 年 3 月 12 日に請求があった事案を平成 26 年 4 月 10 日に処理した場合等、平成 25 年度中に申請があった事案を平成 26 年度中に 1 か月以内に処理した場合については「② 1 か月以内の処理件数」に含めること。

2. 労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、義肢等補装具費の支給承認申請、アフターケアの健康管理手帳の交付申請の「② 1 か月以内の処理件数」について、遺族（補償）年金等の保険給付と同時請求の場合は、年金等の保険給付の支給決定日から起算して 1 か月以内の処理件数を計上すること。

3. 年金等の保険給付の支給決定後に労災就学援護費等の申請があった場合は、当該申請日から起算して 1 か月以内の処理件数を計上すること。

4. アフターケア健康管理手帳・通院費等の更新、労災就学援護費の小学生から中学生への変更等は、今回の件数に含めないこと（新規分のみ計上すること）。

### ～ 調査目的 ～

義肢等補装具やアフターケアをはじめとした社会復帰促進等事業については、平成 22 年 12 月 27 日付け基発第 1227 第 1 号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」において、決定までの標準処理期間を 1 か月と定められているとともに、事業目標として「申請から決定までに要する期間を 1 か月以内とし、その期間内に支給決定等したものの割合を 80%とする。」とされていることから、本調査を実施するものである。

平成25年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況調べ

(2) 振動障害者訓練、講習等経費（労災援護給付金）

支払件数【事業場数】(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
0 0	0	0

全国計

統計責任者氏名

1 労災はり・きゅう施術特別援護措置（社会復帰促進等事業委託費）

(3) 振動障害者指導員経費（労災援護給付金）

支払件数(件)	実人員【新規】(人)	金額(円)	支払件数【事業場数】(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
214	28 10	4,192,616	0 0	0	0

2 労災療養援護金（労災援護給付金、介護料支給費）

5 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金（労災援護給付金）

	支払件数(件)	実人員【新規】(人)	金額(円)	計画書受理件数(件)	事業体を構成する振動障害者及び振動障害治癒者の人数	支払件数(件)	金額(円)
入院 援 護 費 等	31	5 0	9,852,766	0	3～5人	0	0
通院 援 護 費	9	1 0	205,200		6～7人	0	0
うち月に7日を超える者	0	0 0	0		8人以上	0	0
介護費用	12	1 0	622,600		計	0	0
うち56,930円を超える者	0	0 0	0				
計	52	7 0	10,680,566				

3 振動障害者社会復帰援護金（労災援護給付金）

区 分	支払件数(件)	金額(円)	就 労 援 護 金	訓練 援 護 金	計
65歳未満	19	43,113,200	0	0	0
65歳以上	287	338,792,320	0	0	0
計	306	381,905,520	0	0	0

4 振動障害者雇用援護金

(1) 振動障害者職業転換援護金（労災援護給付金）

支払件数【事業場数】(件)	対象労働者数(人)	金額(円)
0 0	0	0

7 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護金（労災援護給付金）

支払件数(件)	金額(円)
0	0

8 休業補償特別援護金（労災援護給付金）

区 分	支払件数(件)	金額(円)
転々労働者	3	71,370
事業場の廃止又は事業主の行方不明	75	1,507,455
計	78	1,578,825

## 平成25年度社会復帰促進等事業処理状況調べ

(平成25年4月～平成26年3月における処理状況)

全国計

		①申請件数	②1か月以内の処理件数	③割合
労災就学援護費		949	804	84.7%
労災就労保育援護費		127	105	82.7%
アフターケア	健康管理手帳	11802	11201	94.9%
	通院費	2525	1888	74.8%
義肢等補装具費 (旅費申請は含むが、費用請求は除く)		10492	9422	89.8%
外科後処置 (旅費申請は含むが、費用請求は除く)		63	52	82.5%
振動障害者社会復帰援護金		309	269	87.1%
振動障害者雇用援護金		0	0	-
振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金		0	0	-
長期療養者職業復帰援護金		0	0	-
労災療養援護金		38	37	97.4%
休業補償特別援護金		82	77	93.9%

※1 「③割合」欄は、入力不要です。数式が入っているので、①と②を入力すれば自動的に数値が出ます。

※2 右上の「〇〇労働局」部分に、局名を記入してください。